

「愛知県緊急事態措置」の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県緊急事態措置」の実施に伴い、8月27日(金)から9月12日(日)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

1 要請内容・対象期間・支給額等(予定)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の休業要請・営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間の短縮を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」を交付します。

対象期間	2021年8月27日(金)から9月12日(日)まで【17日間】	
対象エリア	愛知県内全域	
対象事業者と要請内容	酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等※1及びカラオケ店※2を運営する事業者	休業 (酒類及びカラオケ設備の提供※3を取り止める場合は午前5時～午後8時の時短要請)
	従前より午前5時～午後8時の時間帯を越えて営業している、酒類を提供※3せず、カラオケ設備を使用しない飲食店等※1を運営する事業者	営業時間短縮 午前5時～午後8時
主な要件	○業種別ガイドラインを遵守 ○県の「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」※4の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示	
交付額 (1店舗1日当たり)	○中小企業 : 売上高に応じて4～10万円※5 ○大企業 : 売上高減少額の4割(最大20万円) ○カラオケ店※2 : 一律2万円	

※1 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要。

※2 飲食業の許可を受けていないカラオケ店(建築物の床面積が1,000㎡以下)。協力金は、休業要請に応じた場合のみ交付(営業時間短縮は対象外)。

※3 「酒類の提供」には、酒類の持込を含む。

※4 今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが必須となる予定です(10月を目途)。既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「あいスタ認証」を受ける必要があります。

※5 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能。

3 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/yousei-kyouryokukin.html>

4 申請に必要な書類（予定）

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ・飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し（飲食店の場合）
 - ・店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮等の状況が分かる書類
 - ・営業時間短縮・休業、酒類・カラオケ設備の提供取り止め等を知らせるホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
 - ・確定申告書の写し
 - ・売上帳等の帳簿の写し
(飲食店の場合のみ。店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの)
- (6) 本人確認書類
 - ・運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類

5 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

[参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655 (10時～17時、土日祝含む)】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」(PRステッカー・ポスターの取得方法等)については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

「愛知県緊急事態措置」の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県緊急事態措置」の実施に伴い、8月27日(金)から9月12日(日)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

1 要請内容・対象期間・交付額等(予定)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」を交付します。

対象期間	2021年8月27日(金)から9月12日(日)まで【17日間】	
対象エリア	愛知県内全域	
対象事業者	大規模施設	テナント・出店者
	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等 ※飲食店等の協力金の交付者は除く
交付額	自己利用部分面積 ⁽¹⁾ 1,000㎡毎に20万円/日に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額 ※テナント数等に応じた追加支給等 ⁽²⁾⁽³⁾ あり	店舗等面積100㎡毎に2万円/日に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額

<注釈>

(1) 自己利用部分面積

大規模施設の運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供し、休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積で、以下のものを除く面積。

- ・テナントや生活必需品の販売等を行う店舗等
- ・サービス等の提供を直接的に行っていない部分(階段、エスカレーター、エレベーター、連絡通路、休憩室、トイレ、駐車場、事務室等を除く部分(大規模小売店舗立地法の店舗面積の考え方による))

(2) テナント数に応じた追加支給

テナント等が 10 店舗以上存在する大規模施設は、以下の追加支給あり。

テナント等の数×2 千円／日×「短縮した時間／本来の営業時間」

(3) 映画館の場合の追加支給

大規模施設である映画館の映画館運営事業者又は映画配給会社は、以下の追加支給あり。

常設のスクリーンの数×2 万円×「時短により上映できなかった映画の回数
／時短がなければ上映する予定であった映画の回数」

2 申請受付の方法・期間

申請手続きについては、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/yousei-kyouryokukin.html>

3 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/27～9/12 実施分)」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）